



大城 堅三 議員

恩納村通信所跡地リゾートホテル建設について

質 通信所跡地リゾートホテル計画、地元行政区、地主会、村当局の協議等を経ての事業計画の経緯を伺う。

答 企画課長（宇江城 悟）

平成21年に地主会説明会が開催され、地主会、区長、事業者、企画課が参加し、事業概要、基本合意書、土地の個別契約について、説明が行われ、地主会とベルジャヤランド社が開発基本合意書の締結を行い、条例に基づく申請の都度、村と協議が行われ開発業者から地元行政区に対し事業説明が行われています。

質 環境評価書に対する県からの意見書、どのような対応があったのか。

答 企画課長（宇江城 悟）

環境影響評価書は、手続が3段階に分かれており、知事意見を受けて、対策等が講じられ、事業計画の見直しを行い、平成26年県より環境影響評価の許可を受けています。知事意見書については、その都度補正を行い、適切に対応し環境アクセスの許可を受けています。

質 知事意見書の中で南恩納区が懸念していたナカンズ水路の指摘、意見書、どのような対応があったか。

答 企画課長（宇江城 悟）

勢高排水路は村と事業所と地域で協議を行って、排水の断面が小さいと意見書であり、令和元年に一括交付金を活用し、断面の拡幅工事を行っています。

質 環境保全措置要求について、県から代表に、書面で出され、評価書時点で計画のなかった高さ40mのコンドミニウム2棟の建設計画が大幅に変更となった、眺望景観への影響は、視認される人工物の占める割合が大きく必要に応じて環境保全措置を講じることの県意見書の対応は。

答 企画課長（宇江城 悟）

周辺の自然環境や海洋環境への影響が懸念され、県の許認可後も県環境影響評価条例に基づき、事後調査の手続が継続して実施され適切に措置されていると考えますが、直近の県知事から

発出された事後調査報告書で平成26年から建物や面積が大幅に変更になっている、環境影響調査を実施し措置要求が求められ事業者はどのようにするか検討をしていると伺っています。

軍用地所在区交付金について

質 軍用地賃貸料が払われたのが昭和29年、昭和33年の資料で、当時の支払い配分は。

答 総務課長（喜久山 隆）

昭和33年の議会の協議事項に書かれているところで分収金は嘉手納弾薬庫地区は、村55%、区45%、キャンプハンセン地区は村60%、40%と記されています。

質 当時は50対50もあったと聞いたんですが、事例は。

答 総務課長（喜久山 隆）

村と区、50対50という資料、協議事項、そういったことは確認されていません。

質 村は、覚書を根拠にして施行している。金武町は条例化され、宜野座村は議会と村執行部が2年に一度協議し、時限法で割合が変わる。今後、現状で行くには、議会と協議すべきだと思うが。

答 総務課長（喜久山 隆）

平成8年度覚書が更新され、割合はそのままで長い月日がたっていますが、村としても配分を変えようと村の財源3億円が消えてしまっていますので、慎重な議論は必要と考えます。

質 50対50に戻す協議ということではない、議会と執行部の協議会がふさわしい、あるべき姿ではないか。

答 総務課長（喜久山 隆）

協議会の設置というところですが、分収金の割合は、区、地主会からも正式に話し合いも持っていないので、区の見も聴取し、どういう方向に進めるか検討していきたい。

質 村長の考えを伺う。

答 村長（長浜 善巳）

村は、軍用地地主会、区長会と様々な意見交換、また防衛局へ要請行動も行ってきました。賃貸料、その財源は均衡ある発展に寄与し、特に福祉の向上、子育て支援、人材育成に多大な貢献、また効果的な事業を展開できたと考えます。議員からお話があることは区長会、地主会などと意見交換も重ねて検討していければと考えています。



佐渡山 明 議員

万座毛植物群落の整備状況について伺う

質 令和4年には、「万座毛」の保存は昭和47年の原風景に戻したいと強く感じていると、答弁がありました。が、維持管理の進捗を伺う。

答 社会教育課長（仲村 泰弘）

令和6年度からアザンの伐採、芝の移植など景観整備を進めています。

質 県指定天然記念物（万座毛石灰岩植物群落）の保存について伺う。

答 社会教育課長（仲村 泰弘）

オキナワスミレ、オキナワマツバボタン、ハナコミカンボクなど、貴重な植物が自生していて、重要な植物群落であります。文化財として万座毛の価値を広く伝え、次世代へ継承していけるよう取り組んで行きます。

質 昭和47年の原風景、いつ頃までに完了するのか伺う。

答 社会教育課長（仲村 泰弘）

令和14年度を目標としています。

提 昭和47年と言いますと、今、モクマオウが群生している場所は松並木でした。ぜひ松並木まで整備計画に組み込んでいただきたいと思います。

万座毛の観覧料について伺う

質 村民・県民・観光客から、一律100円の観覧料を徴収していますが、頂く目的を伺う。

答 商工観光課長（城野 正和）

施設に展示している資料の観覧料として徴収しています。使途としては、万座毛の維持管理、景観修復等に充てています。

質 なぜ村民の観覧料を無料にできないのか。

答 商工観光課長（城野 正和）

これまでも券売機前における混雑が発生している中で、窓口で村民の証明書等の確認が必要になると、スペースや人員配置、対応時間の増加など、満足度の低下が予想されると考えています。

質 例えば一日20名村民がいっしょやる。これでも恐らく万座毛に来る村民は多いと思います。この20名が入り口のインフォメーションで、村民である証明書を提示すれば、何も

問題は無いと思います。村民が500名も来るのなら話は別ですが。特に恩納校区で生まれ育った方には子供の頃から地域の公園であるという思いが強いため、100円が惜しいのではありません。歴史的に見ても、万座毛という名称の由来は1726年、北山巡行で尚敬王が訪れた際に命名したこと、そのことも我々の誇りであり、何気なく散歩などで行く場所が万座毛であります。村民の宝物である万座毛。村民は無料であるべきだと考えます。

答 村長（長浜 善巳）

指定管理者である㈱万座毛の皆様と、どういった方法がいいか意見交換をしたいと思います。

観光公害（オーバーツーリズム）について伺う

質 恩納村で発生している観光公害、直接的、間接的でも構いませんので考えを伺う。

答 商工観光課長（城野 正和）

観光公害とは、観光客が集中しすぎて、住民の生活や自然環境に悪い影響が出る状態のことです。住民生活への影響として、「交通機関や道路の混雑が増える」「騒音やマナー違反で住民の生活に支障が出る」「経済・社会的な影響として、「地価や家賃が上昇し、もともと住ん

でいた住民が住みにくくなる」「飲食店や物販店が観光客向けに特化し、住民向けのお店が減少する」「環境・文化財への影響として、「ごみや自然環境の破壊、景観の悪化につながる」などがあります。それらが具体的な例であり、恩納村でも当てはまると考えています。

質 恩納村はリゾートホテルや民泊などが地域住民の住宅などと、目と鼻の先にあるような環境になっていると思っています。近隣市町村を見渡しても、そのような住環境はなかなか少ないと思います。その辺は村のこれからの立ち位置、重々考える必要があると思います。

答 企画課長（宇江城 悟）

地域の皆様の暮らしと観光振興のバランスを大切にしながら、恩納村らしい持続可能な村づくりを実現していくことが、重要だと考えています。

提 土地価格の上昇、家賃の高騰、季節による大渋滞、騒音問題、救急車の絶対的な不足など、マイナス要素を取り上げるときりがあります。恩納村の救急車の出勤回数は全国平均の2倍。国内で一番多いのではありませんかと言われるぐらい救急車が逼迫しています。それは人命に関わる観光公害です。恩納村の持続的な観光振興を実現するためにも、様々な問題を解決していただきたいと思います。